

第22期第13回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年1月26日（木） 14:00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

3 議 題

(1) 唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業の操業協定について（協議）

資料1

(2) 福岡県海域に入漁する佐賀県いかつり漁船（5トン以上）の操業について
（協議）

資料2

(3) 佐賀県海域に入漁する福岡県ごち網漁業に係る操業協定について（協議）

資料3

(4) 福岡佐賀いかかご漁業協定書について（報告）

資料4

(5) その他

覚 書 (案)

昭和46年4月27日締結した「唐津湾におけるかたくちいわしまき網漁業」の操業に関する確認書の取り扱いについて、
~~令和5年1月31日~~ ~~第22期第2回~~
~~令和4年2月1日開催の第22期第1回筑肥連合海区漁業調整~~
委員会において審議の結果、次のとおり決定したので、筑前・松浦
海区漁業調整委員会会長は、ここに覚書を交換する。

記

- 1 昭和46年4月27日締結した確認書のうち第1の3の操業期間を福岡県糸島市地先海域（確認書では福岡県糸島郡地先海域）においては9月1日から翌年2月10日までとし、有効期間を~~令和5年~~令和6年5月1日までの1ヶ年間、これを延長する。
- 2 上記の確認書の記の第1の1の操業区域中の二重岳は、現在の二丈岳のことである（平成9年3月5日開催の第16期第2回筑肥連合海区漁業調整委員会において確認）。
- 3 この覚書は、玄海・松浦海の基本協定書の付帯協定として調印した場合は、1の期間中といえども効力を失うものとする。
- 4 上記事項を証するため本書5通を作成し、筑肥連合海区漁業調整委員会及び筑前・松浦両海区漁業調整委員会並びに福岡・佐賀両県に各1通を保有するものとする。

令和5年1月31日
~~令和4年2月1日~~

筑前海区漁業調整委員会 会長 富 重 信 一

松浦海区漁業調整委員会 会長 川 寄 和 正

立会人

福岡県農林水産部水産局
漁業管理課 課長

上 妻 智 行
~~中 原 亨~~

佐賀県農林水産部水産課 課長

中 島 則 久

確 認 書

唐津湾における「かたくちいわしまき網漁業」の入会操業については、昭和44年5月2日第2回筑肥連合海区漁業調整委員会において、有効期間を1か年とする確認書を取り交し、昭和45年における取り扱いについては、前年の内容どまりの確認書が取り交わされた。

更に、昭和46年における取り扱いについては、4月10日開催された第3回筑肥連合海区漁業調整委員会において確認事項の一部変更について審議するとともに、業者会籍を開催して検討したが、変更するに至らなかつたので、昭和46年のこの取り扱いが、有効期間を改める場合は、いずれも昭和45年の確認書の内容どまり決定し、確認書を作成する。

記

第1 佐賀県知事が許可した「かたくちいわしまき網漁業」が操業できる範囲は、次のとおりとする。

1 操業区域

福岡県※島郡二丈町、二重岳頂上から同町配崎東端見
通し線の延長線以西の海域

2 投網時間

前項の海域における投網時間は、日の出から日没まで

3 操業期間

福岡県糸島郡地先海域においては、福岡県側の「かた
くちいわしまき網漁業」の期間

4 禁止区域

福岡県糸島郡志摩町姫島、姫島の西側および南側距岸
800メートルの海域

第2 この確認事項の有効期間は、昭和46年5月2日から
昭和47年5月1日までとする。

第3 当連合委員会は、確認事項の有効期間満了の日以前に
会議を開き、その後の取り扱いを決めるものとする。

2 前項の会議で有効期間満了後の取り扱いを決定すること
ができなかつた場合は、福岡・佐賀両県知事および水産庁
福岡漁業調整事務所長にこの調整を一任するものとする。

第4 当連合委員会および福岡・佐賀両県は、両県漁業者お
よび漁業従事者がこの確認事項を信義にもとづき誠実に遵
守するよう指導するものとする。

この確認書は6通作成し、当連合委員会、筑前・松浦両海
区漁業調整委員会および立会人が各自1通を保有する。

昭和46年4月27日

筑肥連合海区漁業調整委員会
委員 録 田 線



浦 丸 正 親 

宗 国 太 郎 

中 島 甚 右 衛 門 

久 保 山 勝 太 郎 

菅 崎 濤 四 郎 

野 崎 吉 三 郎 

菅 崎 義 雄 

今 林 久 二 

高 崎 東 久 

井 上 惣 吉 

菜 村 英 徳 

Vertical handwritten notes on the left margin, including several circular stamps.

立 会 人

福岡県商工水産部水産課長

矢 野 政



佐賀県経済部水産課長

牛 島

繁



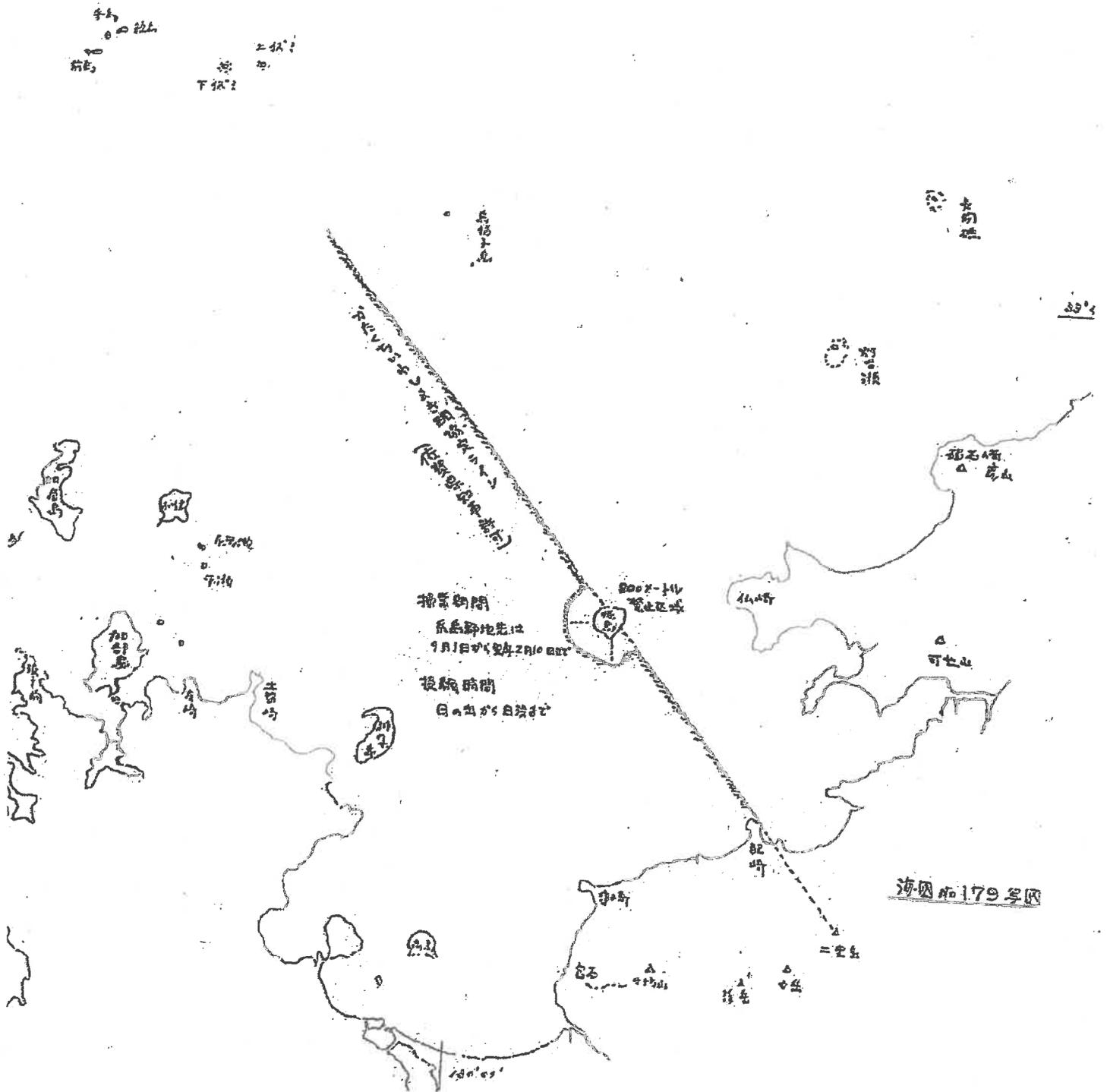
水産庁福岡漁業調整事務所長

山 田 隆

士



かたくちいわしまき網漁業協定



福岡県海域に入漁する佐賀県小型いかつり漁業の
 許可数(5トン船以上)及び漁船数の推移

項目 年度	5トン以上の 許可希望数	5トン以上の 入漁許可枠	5トン以上の 入漁許可数 (A)	許可が不必要の 5トン未満船数 (B)	筑前海区に入漁 する佐賀県船数 (A)+(B)
平成13	53	70	53	206	259
14	51	70	51	213	264
15	47	60	47	192	239
16	36	60	36	225	261
17	32	60	32	229	261
18	25	60	25	185	210
19	24	50	24	182	206
20	16	50	16	161	177
21	15	40	15	159	174
22	15	40	15	96	111
23	15	40	14	90	104
24	14	30	13	128	141
25	13	30	13	128	141
26	13	30	13	122	135
27	13	30	13	120	133
28	13	30	13	124	137
29	13	30	13	124	137
30	13	30	13	124	137
令和元	13	30	13	124	137
2	11	20	11	124	135
3	11	20	10	124	134
4	11	20	11	89	100
5	9				

覚 書 (案)

佐賀県海域に入漁する福岡県一そうごち網及び二そうごち網漁業については、昭和27年7月2日締結の玄海、松浦海漁業調整協定並びに同附帯協定によって操業されていたが、この原則に副わない点があり、しばしば佐賀県船との間に競合があった。

そのため昭和34年9月4日筑肥連合海区漁業調整委員会において別個にごち網漁業に関し1か年の協定をなし入漁の調整をはかってきた。

しかしその後、昭和39年から~~令和3年~~^{令和4年}までの間一部改正しながら1年の暫定として覚書を取り交わしてきた。

更にこれが改正のため~~令和4年2月1日~~^{令和5年1月31日}開催の~~第22期第1回~~^{第22期第2回}筑肥連合海区漁業調整委員会において審議の結果、第3条の~~令和3年~~^{令和4年}を~~令和4年~~^{令和5年}に、附帯事項のうち1~~令和3年~~^{令和4年}を~~令和4年~~^{令和5年}に改めたほかは、いずれも~~令和3年1月26日~~^{令和4年2月1日}調印の覚書及び附帯事項のとおり、更に暫定として1か年間これを延長することに決定したので、この覚書を取り交わすものとする。

記

第1条 福岡県知事の許可する一そうごち網及び二そうごち網漁業（漁船の推進機関の馬力数は平成14年4月1日施行の漁船法施行規則に基づく80キロワット以内または施行前の規則に基づく25馬力以内とする。但し、平成14年のこの覚書の締結の際に、現に福岡県知事のごち網漁業の許可を受けていた者が、当該許可にかかわる漁船を使用し、同締結の際に当該漁船に搭載していた推進機関と同じものを搭載してごち網漁業を営む場合に限り、昭和57年7月18日施行の同規則に基づく馬力算定法による50馬力以内とする。）で、佐賀県知事の管轄する海域において操業できる区域は次の範囲とする。

- (1) 一そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端見通し線以東の佐賀県海域。ただし、佐賀県の共同漁業権漁場を除く。
- (2) 二そうごち網漁業については、加部島の東端から加唐島東北端を見通したその延長線と、二神島北端から加唐島北端を見通した延長線との2延長線によっ

て囲まれた以東北の佐賀県海域。ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から1,450メートルの線によって囲まれた区域を除く。

(3) 禁止期間は1月1日から3月15日まで。

第2条 福岡県二そうごち網漁業（馬力は第1条と同じとする。）のうち1統に限り次の条件により次の区域（特別入漁区域）内において操業することができる。

1 特別入漁区域

次のイ、ロ、ハの3直線によって囲まれた佐賀県海域。

ただし、加唐島北部最大高潮時海岸線から1,450メートルの線によって囲まれた区域を除く。

イ 加部島東端から加唐島東北端見通し線の延長線

ロ 加唐島北端から長崎県二神島北端見通し線

ハ 唐津市肥前町京泊宮崎鼻東端から馬渡島東端見通し線の延長線

2 入漁条件

イ 入漁の期間

特別入漁区域への入漁期間は、9月21日から10月30日までの40日間とする。

ロ 操業方法

網は引き寄せるものとし、こぎ網してはならない。

ハ 漁業許可証及び入漁標識旗

特別入漁区域へ入漁する者は佐賀県知事の漁業許可を受け、かつ漁業許可証及び入漁標識旗の交付を受けなければならない。

3 入漁船の義務

イ 特別入漁区域へ入漁する者は、佐賀県知事から交付された漁業許可証及び入漁標識旗を同時に携行し、かつ標識旗はブリッジの左舷側の上部1メートルの位置に確実に掲揚しなければならない。

ロ 入漁船は佐賀県漁船の操業中その妨害となる範囲内において操業してはならない。

第3条 この覚書の有効期間は~~令和4年~~^{令和5年}4月1日から1か年とする。

ただし、松浦、筑前海区漁業調整委員会の合意により延長することができる。

この協定が成立したことを証するため本書5通を作成し、筑肥連合海区漁業調整委員会及び松浦、筑前海区漁業調整委員会並びに佐賀県、福岡両県に各1通保管する。

令和5年1月31日
~~令和4年2月1日~~

筑肥連合海区漁業調整委員会委員

富 重 信 一

上 田 直 子

太 田 耕 平

井 上 博

板 谷 正 信

坂 本 政 彦

川 寄 和 正

池 田 宏 子

坂 本 安 則

梅 崎 博 昭

荒 卷 信 弘

坂 口 正 人

立 会 人

福岡県側

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長

上妻 智行
~~中原 亨~~

佐賀県側

佐賀県農林水産部水産課長

中 島 則 久

附 帯 事 項

令和5年1月31日
~~令和4年2月1日~~調印した福岡県ごち網漁業の佐賀県海域入漁に対する附帯事項として次のことを定める。

- 1 覚書第1条に規定する入漁区域の線は、~~令和4年~~令和5年9月16日から~~令和4年~~令和5年11月15日まで暫定措置として土器崎から小川島西端見通し線の延長とする。
- 2 この協定に違反した入漁者に対しては、次のとおり処分するものとする。
 - イ 協定区域外の佐賀県海域に侵入した者は、その日から特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ロ 同一漁業組合の者が3件以上区域外侵入した時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ハ 佐賀県漁船の漁業を妨害（佐賀県ごち網、釣、延縄漁業等を包囲したり、漁具に被害を与えたりする等）した者は、その日以降その者の特別入漁区域への入漁を禁止する。
 - ニ 同一漁業組合の者が3件以上佐賀県漁業の妨害をした時は、当該組合の連帯責任として、その日以降その組合全部の特別入漁区域への入漁を禁止する。
- 3 漁業許可証
覚書第2条3のイ及び附帯事項2のロ及びニに該当する義務の怠慢または違反があった時は、その者の所属する組合に割り当てられた全部の漁業許可証及び入漁標識旗をともに没収するものとする。

協 定 書

令和4年1月13日 福岡県糸島市志摩岐志778-5「糸島漁業協同組合」において開催された第38回筑肥漁場協議会で、福岡・佐賀両県漁民のいかかご漁業の操業について協議し、漁業秩序の維持と円満な操業を図るため下記のとおり協定する。

記

1 操業区域

いかかご漁業の操業については、従来の操業実績を勘案の上、佐賀県漁民の操業する区域を包石・名島本島見通し線に接するA区域及びB区域とする。

A区域（点ア・イ・ウを順次に結ぶ三角区域）

点ア 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

点イ 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線の延長線との交点

点ウ 包石・名島本島を結んだ線と唐津市鎮西町加唐島南端と唐津市呼子町小川島北端を結んだ線との交点

B区域（点㊶・㊷・㊸を順次に結ぶ三角区域）

点㊶ 包石・名島本島を結んだ線（A）、唐津市鎮西町松島北端と唐津市鎮西町加唐島南端を結んだ線の延長線（B）、及び糸島市志摩姫島鎮山の下りの北端（※注1）と糸島市志摩野北碓石埼のタカリ（※注2）を結んだ線の延長線（C）の3線（A. B. C）の交点

点㊷ シイネ西端

点㊸ 唐津市高島東端と唐津市神集島東端を結んだ線の延長線と包石・名島本島を結んだ線との交点

2 操業期間

福岡県 2月10日から4月30日まで

佐賀県 2月1日から4月30日まで

なお、いかかごの標識（ウケ）に船名を明記し、操業上相互に支障のないように努めるものとする。ただし、2月5日までに漁具を完全に撤去することを条件として、1で定めた区域より若干東側の区域における操業を認めるものとする。

3 有効期間

この協定書の有効期間は令和4年2月1日から1年とし、翌年の漁場行使については漁期前に協議の上決定する。ただし、この協定書の有効期間の満了日の2ヶ月前までに、関係者から改廃の申し出がない場合は、更に1年間に限り延長するものとする。

この協定書は2通作成の上、それぞれ保管するものとする。

令和4年1月13日

筑肥漁場協議会

福岡県代表

筑前海区漁業調整委員会

委



坂本政彦



佐賀県代表

松浦海区漁業調整委員会

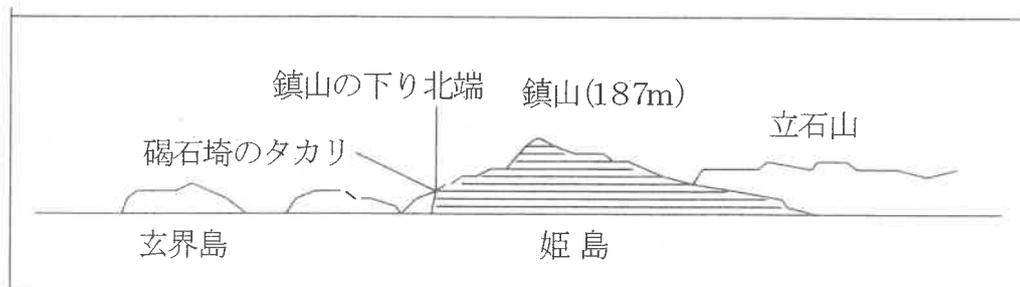
委



坂本安則



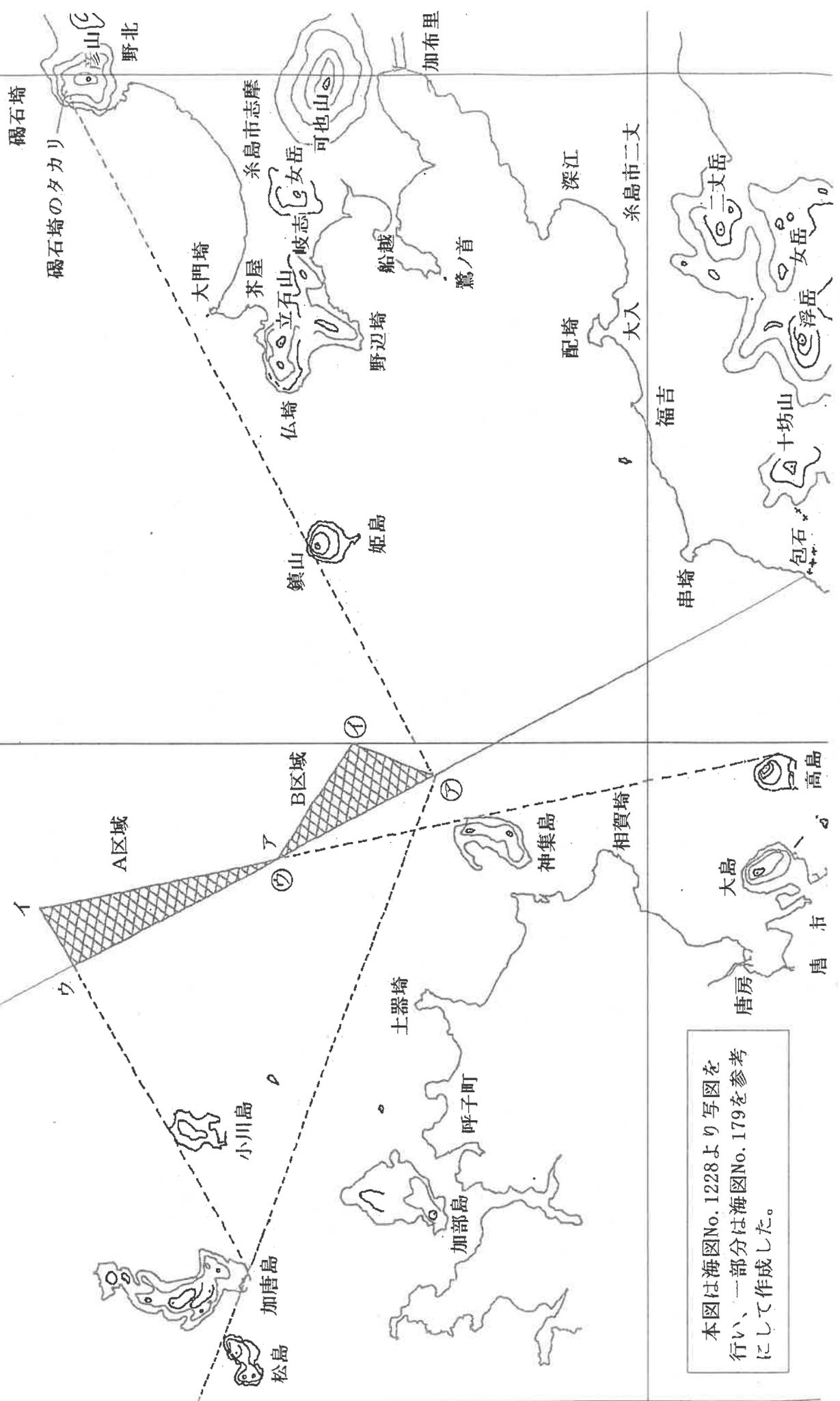
※注1 「糸島市志摩姫島鎮山の下りの北端」点⑦から糸島市志摩姫島をながめ、下図に示す点をいう。



※注2 「糸島市志摩野北碓石崎のタカリ」とは、糸島市志摩野北彦山（232メートル）から北西方向距離約600メートルの高頂をいう。

包石・名島本島の見通し線

包石・名島本島の見通し線



本図は海図No. 1228より写図を行
 い、一部分は海図No. 179を参考
 にして作成した。